

法律第七十二号（令七・六・二〇）

◎信託業法の一部を改正する法律

信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十条」を「第九十条の二」に改める。

第六章に次の一条を加える。

（適用除外）

第九十条の二 公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。次項において同じ。）の引受けについては、第三条の規定は、適用しない。

2 公益信託に係る信託契約の締結の代理又は媒介については、第六十七条の規定は、適用しない。

附 則

この法律は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）